

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和5年8月定例会)

1 開催日時 令和5年8月21日(月)午後1時30分から午後2時12分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(0人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(14人)

浪江地区担当	川島 優	苅野地区担当	田中 静夫
幾世橋地区担当	安部 正之	苅野地区担当	高田 秀光
幾世橋地区担当	上田 順一	苅野地区担当	横山 良男
請戸地区担当	荒川 勝己	津島地区担当	木幡 一郎
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	関場 健治
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	小野田 浩宗		
苅野地区担当	藤田 一宏		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	2件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(賃借権設定)	2件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ
主事	西谷地 勝成
復興庁派遣	興梠 盛一

議長

それでは、只今より 8 月定例会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 1 番原田委員および 12 番若月委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員退席)

再開いたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員

浪江地区の川島です。譲渡人の〇〇さんとは、8 月の 17 日電話でお話することができました。震災以降、空き家の状態で管理が出来ないということから、〇〇〇さんに売却を依頼したところ、隣に住んでいた〇〇さんを紹介されて、今回の申請にいたったということを伺っております。譲受人の〇〇さんですが、8 月 13 日に直接お会いすることができましたのでその時にお話を伺いました。〇〇〇さんのほうから、隣が空き地になっていることを聞いて、隣であればということで、住居跡も含めて購入するということだったようです。〇〇さん自身は既に帰町しており、復興組合や管理耕作組合のほうで、営農再開に尽力されている方で、管理等については全く問題ないかと思えます。畑については、現在住んでいる隣ということもあって、面積も少ないので、家庭菜園とか野菜を作ることを考えております。以上報告いたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員

室原担当の高田と申します。〇〇さんとは、8月15日7時50分頃電話でお話をしました。〇〇さんは現在原町のほうに住んでいて、浪江の建設会社のほうに通っております。将来は室原に戻りたいという希望があるようです。今回の申請の理由なんですが、申請地は元自分の自宅前にある田んぼで、将来利用価値があると思い、〇〇さんから売ってくださいと申し込みをしたそうです。現在〇〇さんは、自分の農地を自分で草刈り等の管理を行っています。現在は、復興組合のほうには入ってはいないんですが、今後は復興組合の一員として活動していきたいそうです。農機具等も一通り揃っており、今の会社に勤めながら兼業として農業をやっていくと仰っていました。将来的には、兼業でやっていく予定で、地域の人とよく話し合いながら協力して農業をやっていくというようなことです。譲渡人の〇〇さんとは8月15日8時10分頃電話にて話をしました。〇〇さんは現在郡山に住んでおります。来年あたりいわき市のほうに移り住みたいという予定があるとのこと。〇〇さんより売って欲しいとの話があり、本人も高齢になり、後継者もなく、農地の整理をしていきたいということで話に応じたそうです。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、使用貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

議案書ページ 2-9 をご覧ください。申請地は赤で示された田となっております。農地の種別としましては、10ha 以上の一団の農地と接続していますので、第 1 種農地となります。第 1 種農地は原則転用ができませんが、本件は被設定人の〇〇氏が設定人である〇〇氏のご家族にあたり、〇〇氏の住宅に隣接する進入路、駐車場、宅地とするための転用であり、不許可の例外である集落接続事業に該当しますので、立地基準は問題ないものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明書 の提出を受けており問題ないことを確認しています。

本件は 3,000 m<sup>2</sup>以下の集落接続事業ですので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員

大堀地区担当の桑原です。被設定人の〇〇さんと、設定人の〇〇さんに 8 月 10 日電話にて確認させて頂きました。〇〇さんのほうなのですが、娘さんが戻って来てくれるということで、住居が手狭になり、隣接する農地に家を建てたいとのことでした。〇〇さんなのですが、実の娘さんで親が高齢なので傍にいたいということで、末森に戻るとのことです。〇〇さんには息子さんが一人おられて、まだ学生さんみたいです。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員

はい、現地確認に行つてまいりました。8 月 17 日午前中、佐々木会長 現地関係者として山本委員、地区担当推進委員の方、事務局の方、行政書士の立場として〇〇、そしてわたくしとで行つてまいりました。先程の推進委員の説明のとおりでございます。申請内容に相違はなく周辺への影響もないと思われま す。将来的に末森地区の復興の希望になるかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行ひます。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よつて、議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

ここで、〇番〇〇委員の入室を認めます。  
暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

つづきまして議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

議案書ページ3-10をご覧ください。申請地は、中央の赤色でしめされた畑になります。農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができるとされています。3-16ページをご覧ください。農地転用候補地一覧表が添付されておりまして、他の土地と比較しましたが当該地以外には事業の条件を満たす土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は妥当なものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明の写しの提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は太陽光パネルの設置による転用のため、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類や売電事業者との契約関係がわかる書類が必要となりますが、そちらについては議案書ページ3-18から3-22のとおりとなります。その他、添付の事業計画書や土地利用計画図からは特段問題ないものと考えます。

当委員会のガイドラインに基づき提出いただいた書類については、3-27ページから確約書、3-28ページに調整状況報告書、3-32ページから地上権設定に関する契約書、3-36ページから設備の維持管理に関する契約書となっております。

現地調査時に指摘のありました申請地と隣接地との境界線になりますが、事業者へ隣接地の土地所有者と境界線について協議したことを証明する文書等の提出を定例会前までに求めておりましたが提出がなかったことをご報告いたします。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は福島県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 酒田地区担当の田中です。8月18日に、〇〇〇代表取締役・〇〇さんと電話にて確認いたしました。本案件は太陽光発電設備のために地上権設定をしたいということを伺っております。同じ日に〇〇さんと電話にて確認をしております。現在いわき市に住んでいて土地の草刈管理等するための作業が大変なので、今回太陽光発電の話が来たので協力をしたということです。その他にも土地はあるんですが、やはり、なかなかいわきから浪江に来て管理をするということは大変だということの話はしていました。以上です。宜しくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員 地元調査委員と事務局と全員で現地を確認してまいりました。ただ図面のとおりの地形ではありますが、境界が設定されてからかなりの時間が経っており、境界線上に竹とか大きな杉があって、大きな枝を張っている状況から、〇〇〇がテープの紐で、みかけは境界線のように見えるんですが、現地の正しい形状、境界線とかけ離れた状態でしたので、現地調査委員、現地で立ち会った者としては、やはりこれは問題があるということで、後日修正をして、皆さんにご理解できるように努力しますということで終わったんですということでご報告に代えさせていただきます。

議長 事務局、地元推進委員・現地調査委員の説明が終了しました。本案件につきましては、継続審議といたします。

つづきまして議案第3号農地法第5条の第1項の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
(議案書にて説明)

本案件も太陽光発電設備設置の申請となっております。  
議案書ページ3-48をご覧ください。申請地は、中央の赤色でしめされた畑になります。農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができるとされています。3-56ページをご覧ください。農地転用候補地一覧表が添付さ

れておりまして、他の土地と比較しましたが当該地以外には事業の条件を満たす土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は妥当なものと考えます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 酒田地区担当の田中です。8月18日株式会社〇〇〇の代表取締役の〇〇様と直接電話をいたしまして、本案件の申請を出されるかどうかの確認を取っております。申請内容に変わりはないということで確認は取っております。ただ、電話がなかなか繋がらなくて、5回ほどでやっと繋がったという状況でした。設定人の〇〇さんとは同じく8月18日に電話で確認を取っております。〇〇さんの所も後継者がなく管理が難しいということで、太陽光発電の話があったので今回の契約にいたったということです。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員 17日に会長はじめ事務局、現地調査委員、みんな揃いまして、先の案件と隣接しているため同時に見たわけでありまして、この件については隣接地の境界がきちんと整備されておりまして、なんら問題はないということで、第2種農地で問題ないという判断にいたってきております。まあ、皆さんのご意見も踏まえたいと思います。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい。9番。

中野委員 9番中野です。議案書3の75ページご覧ください。2段目に、この畑は相続した当時より雨水の浸透性が低い土地でということで顛末書が出ていますけど、これはソーラーを付けた場合の排水性はどのように見ますか。

事務局 はい。議長よろしいでしょうか。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。顛末書にこの記載がありましたので、事業者のほうに、事業計画書のほうでは、雨水地下浸透となっておりますので、整合性がないのではないのかということで、ここの記載について確認したところ、顛末書については進入路

として使用していた部分については浸透性が低かったので砂利を敷いて使用していたということで、今回のソーラーを建てる場所については畑として使用していたので、浸透性については問題ないということで確認を取っております。

議長 はい。9番。

中野委員 通路については浸透性が悪い。畑は浸透する。当然うなっているから当たり前ですけども、そういうところを出入りしていれば、なおさら地下水の浸透性は悪い状況になりますよね。その中でいかなものなのかなと考えます。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。そのような懸念があるということをお伝えしたいと思っております。

議長 よろしいですか。その他質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

議案書ページ4-9をご覧ください。申請地はページ中央の赤色でしめされた田となります。農地の種別としましては、農用地区域内農地となり原則転用することはできませんが、不許可の例外といたしまして、3年以内の一時転用であれば許可されるものであり、本案件の一時転用期間は7ヶ月間のため、立地基準については問題ありません。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明の写しの提出を受けており問題ないことを確認しています。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は、3,000㎡以下の一時転用であることから、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

藤田推進委員 苧宿加倉担当の藤田と申します。設定人の〇〇さん、被設定人の〇〇〇担当の〇〇さんには8月16日電話で確認をいたしました。〇〇さんは現在西郷村のほうに居住しております、申請地の管理等は加倉生産組合のほうで行っております。申請地は今期管理耕作の対象地となっております。〇〇さんは事業内容の説明を受け了承しているということです。今回の事案は堤の放射線線量が高くなったということによる、土砂の搬出で2回目となります。工事は対象地に鉄板を敷設し工事完了後は耕起を行い原状回復を図ることです。用水路についてはこれを含めて工事用道路を設けるということです。パイプを敷設し下流の農地に影響を与えないようにするというところでございます。特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員 はい。先ほどご報告ありましたとおり、佐々木会長、委員の皆様、地区担当藤田さまと現地調査をしてまいりました。ご説明のとおりでございます。若月委員のほうから工期延長について〇〇〇さんのほうにお尋ねしたところ、2月中にはしっかり終わる予定だということだったんですけど、周辺農地には影響のないように工期内にしっかり終わらせるようにということで、この件を若月委員のほうからご指導をさせていただいた次第です。皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (質疑無し)

議長 質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

議案書ページ4-24をご覧ください。申請地はページ中央の赤色でしめされた田となります。農地の種別としましては、農用地区域内農地となり原則転用することはできませんが、不許可の例外といたしまして、3年以内の一時転用であれば許可されるものであり、本案件の一時転用期間は8ヶ月間のため、立地基準については問題ありません。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明の写しの提出を受けており問題ないことを確認しています。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は、3,000㎡以下の一時転用であることから、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員

立野担当の横山です。8月15日9時30分ごろ、〇〇〇建設の〇〇さんに電話を入れ、今回で2回目の関ノ倉の堤の除染ということでした。今回は堤の水を抜いて実施するというので重機を入れて、土砂は流さないようにしてとのことで役場から注意を受けたそうです。堤は15～16年抜いていないので中の状況はわかりません。あと、魚がいっぱいいるので、これをどうしようかなといっていました。〇〇さんと〇〇さんには電話を2度しました。申請の理由としては、令和6年3月31日まで田んぼを借して欲しいとのことでした。兩人共同じです。以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員

はい。先ほどと同様に皆様と現地調査をしてみました。推進委員の方の説明のとおりの内容で相違ないと判断したところです。若月委員のほうからですね、ため池というところで、草の繁茂があるということにつきまして、〇〇〇建設さんのほうに、もし良ければ協力して草なんかも刈っていただければ幸いなということと、推進委員の方から、あそこの地盤というんですかね、ちょっとぬかるむ所が多々あるということと、重機の管理には十分気を付けるよということとアドバイスも頂戴したところです。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

議長

質議無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第4号2番に原案のとおり承認を与えます。

議長

以上で本日上程されたすべての議事が終了しましたので、本日の定例会を終了します。

令和5年8月21日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時12分

議長

---

1番

---

12番

---